

○松阪市議会議員政治倫理要綱

平成24年10月18日議会告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第20条第2項の規定に基づき、松阪市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、議員としての責務と政治倫理に関する規律の基本となる事項について、必要な事項を定めるものとする。

(議員の責務)

第2条 議員は、選挙によって信託を受けた代表として、地方自治の本旨に基づき、高い倫理観と品位の保持に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、政治倫理の基準として次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議員の地位を利用して、いかなる金品の授受をしてはならない。
- (2) 市が関わる許認可、請負その他の契約等に関して特定の個人、団体又は企業に有利な取り計らいをしてはならない。
- (3) 市職員の採用、昇格その他人事異動に関与してはならない。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に定めるところにより、市の請負をするところの法人及び私企業を問わず、これらの役員に就いてはならない。
- (5) 議員の地位を利用して、市職員の業務を妨げたり、不当な圧力を与えてはならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の代表者としてその品位と名誉を汚す一切の行為をしてはならない。

(審査請求の手續)

第4条 議員が、この要綱の規定に違反している疑いがあり、かつ、政治的又は道義的に責任があると認められるときは、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって、違反の事実を証明する書面を添えて議長に対し、審査の請求ができる。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、審査の請求を受けたときは、松阪市議会議員政治倫理審査会

(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の定数は10人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮り選任する。
- 3 審査の請求をした者は、審査会の委員になることができない。
- 4 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。

(審査等)

第6条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準の違反行為の存否に関する審査を審査会に付するものとする。

- 2 審査会は、審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、当該会議の開催前又は開催時点において、出席委員の過半数の同意があったときは、非公開とすることができる。
- 4 審査会の委員は、審査の過程において職務上知り得た情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(議員の協力義務)

第7条 審査の請求の対象となった議員は、審査会に必要な資料を提出し、会議に出席して陳述する等、審査会からの要求に応じる義務を有する。

(審査結果の報告)

第8条 審査会は、審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。

(審査結果の公表)

第9条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

(必要な措置)

第10条 議長は、審査会からの審査結果の報告に基づき、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。